

女性活躍推進法への対応は、お済みですか？

女性活躍推進法が平成28年4月1日より施行され、従業員数300人以下の中小企業は一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務となっています。厚生労働省では、『中小企業のための女性活躍推進事業』を実施しています。社員の活躍を後押しし、人材確保や業績向上につなげましょう。

無料でサポート



男女共に
人材が定着
するよう
になった！

優秀な人材が
採れるよう
になった！

業績向上の
きっかけに
なった！

一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得するとこんなメリットも

公共調達における加点評価

国の各府省において行う公共調達において、加点評価されます。さらに「えるぼし」認定企業はより高く加点されます。

▶具体的な配点は各府省において設定

日本政策金融公庫の低利融資

日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率より低利で融資を受けることができます。

▶詳しくは日本政策金融公庫へ

両立支援等助成金 （女性活躍加速化コース）

自社の女性活躍に関する「数値目標」と、その達成にむけた取組み目標を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した事業主に支給されます。

▶詳しくは都道府県労働局へ

全国の『女性活躍推進アドバイザー※』がきめ細やかに支援します。

全国の『女性活躍推進アドバイザー※』が女性活躍推進法に基づく課題分析、行動計画策定、認定取得等についてきめ細やかに支援します。いずれも無料で実施しています。※女性活躍推進分野における企業支援の専門家（裏面をご参照ください）

全国で説明会を開催

女性活躍推進法の概要や、自社の女性活躍に関する課題分析や行動計画策定のポイントなど、分かりやすく説明します。

実施期間 平成29年8月～平成29年12月（予定）

対象 従業員300人以下の企業

電話相談・個別訪問支援

ご要望に応じて全国の女性活躍推進アドバイザーが電話または訪問により支援します。

実施期間 平成29年7月～平成30年3月中旬（予定）

対象 従業員300人以下の企業

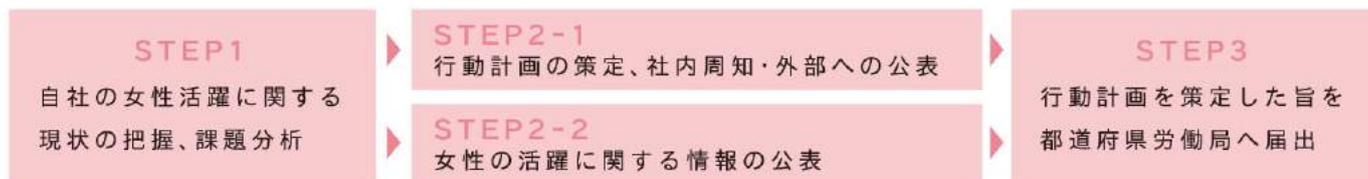
<http://www.josei-suishin.com>

女性活躍推進アドバイザー 

「中小企業のための女性活躍推進事業」は厚生労働省より委託を受け、一般財団法人女性労働協会が運営しています。

一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための一般事業主行動計画を策定します。行動計画には、①計画期間、②数値目標(1つ以上)、③取組み内容、④取組みの実施時期を盛り込む必要があります。



行動計画の策定とあわせて、自社の女性の活躍に関する情報を公表しましょう。

「えるぼし」とは

一般事業主行動計画を策定・届出をした事業主のうち、女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定マーク「えるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使うことができます。



シンポジウム・説明会の開催 ※詳細は下記HPでご確認ください。

無料支援

女性活躍推進法に基づく取組み方法、行動計画策定等についてのセミナーを開催します。

対象者 従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者の方

実施期間 平成29年8月～12月実施予定(1回/2時間)

実施会場 全国47都道府県

定員 シンポジウム 100～200名予定/1回 説明会 50名予定/1回

参加費 無料



女性活躍推進アドバイザーによる個別支援

無料支援

女性活躍推進アドバイザー(女性活躍推進分野における企業支援の専門家)が、御社の女性活躍の状況(採用・就業継続・管理職割合など)把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話等により、個別にきめ細やかにアドバイスを実施します。

対象者 従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者の方

実施期間 平成29年7月～平成30年3月中旬実施予定

電話相談



個別訪問



お問い合わせ

女性活躍推進センター東京本部
一般財団法人女性労働協会

<http://www.josei-suishin.com>

〒108-0073 東京都港区三田3-5-21 三田北島ビル4F

TEL 03-3456-4412 **FAX** 03-6809-4472

E-mail suishin@jaaww.or.jp